
近畿税理士会の概要

所在地 大阪市中央区谷町1丁目5番4号

TEL 06(6941)6886 FAX 06(6942)2182 <http://www.kinzei.or.jp>

設立 昭和39年7月1日（設立認可・昭和39年6月30日）

〔税理士制度の沿革〕

税理士制度の成り立ちは、日清戦争、日露戦争の勃発に伴う相次ぐ増税の結果、税務相談等を依頼する納税者が急増し、税務相談等を独立の業とする職業が成立したことによります。

明治45年5月、大阪府では全国で初めて「大阪税務代弁者取締規則」が制定され、税務代弁者になろうとする者は、警察署に申請して免許証の交付を受けていました。

その後昭和17年2月23日、戦時下の税務行政の適正な運営を図る見地から「税務代理士法」が制定され、わが国における税理士制度が初めて法制化され、その基礎が確立され、税務代理士となるためには大蔵大臣の許可が必要となりました。

第2次世界大戦終戦後、申告納税制度の採用、税務代理士制度の改正に関するシャウプ勧告に鑑み、昭和26年6月15日、納税義務を適正に実現すること等の見地から、新たに「税理士法」が制定されました。その後、昭和31年6月、昭和36年6月の一部改正を経て昭和55年4月、税理士制度の全般にわたる改正が行われました。

また、平成13年5月25日、出廷陳述権の創設、書面添付と意見聴取制度の充実、税理士法人制度の創設、研修受講の努力義務化、紛議調停制度の創設など、時代の要請による税理士の資質と社会的信頼の向上を図る改正が行われました。

その後、IT社会の進展、規制改革の要請など、税理士制度を取り巻く環境が変化していく中、平成26年3月20日、公認会計士への税理士資格自動付与の廃止や税理士業務の改善など、納税者利便の向上と税理士に対する信頼性の確保に関する改正が行われました。

〔近畿税理士会の概要〕

当初、大阪国税局の管轄区域内に5つの税理士会（大阪、近畿、関西、神戸、京都各税理士会）がありました。昭和39年7月、この5つの税理士会が合併し、大阪合同税理士会が発足いたしました（設立当時の会員数は2,454人）。その後、社会環境の進展、変遷とともに地域社会において税理士に対する社会の認識が高まってきましたが、大阪合同税理士会という名称が、管轄区域（2府4県）の包括性に欠けるため、昭和59年6月に普遍性のある近畿税理士会という名称に変更されました。

税理士会の規模も拡大し、税理士業務の改善進歩と業界の発展のため、種々の事業活動が活発に行われ今日にみる基盤が確立され、現在に至っています。

税理士法第1条（税理士の使命）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

〔近畿税理士会の組織・機構・役員等〕

近畿税理士会は、税理士法により設立された特別法人で、税理士及び税理士法人の使命及び職責に鑑み、税理士及び税理士法人の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するため、支部及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的としております。

この目的を達成するため、種々の事業を行っておりますが、本会では分掌機関として、総務部、経理部、指導連絡部、業務対策部、中小企業対策部、情報化対策部、研修部、調査研究部、制度部、広報部、租税教育推進部、厚生部、税務支援対策部、綱紀監察部、国際部及び公益活動対策部の16部と登録調査委員会、会務制度委員会及び紛議調停委員会の3常任委員会、並びに法対策推進本部が設けられ、それぞれの分掌職務に基づいて会務を執行しております。

本会の会務の運営執行にあたる役員は、会長（1人）、副会長（7人）、理事（84人）、及び監事（19人）が就任しておりますが、これら役員は選挙によって選任され、任期は2年であります（会長は理事のうちから専務理事及び常務理事を指名、常任監事は監事の互選）。

役員構成は次のとおりです。

会 長	浅田 恒博			
副 会 長	北村 善和	杉田 宗久	松本 圭一	石原 健次
	伊田 憲司	森田 務	北田 全基	
専務理事	芦田 和典	永橋 利志		
常務理事	那須 弘敬	(総務部長)	相間 宏章	(経理部長)
	神田 有啓	(指導連絡部長)	出川 洋	(業務対策部長)
	野村秀次郎	(中小企業対策部長)	秦 雅彦	(情報化対策部長)
	猪飼 哲也	(研修部長)	藤本 幸三	(調査研究部長)
	和田 浩孝	(制度部長)	近藤 雅人	(広報部長)
	市木 雅之	(租税教育推進部長)	坂本 善哉	(厚生部長)
	平野 隆照	(税務支援対策部長)	田中 和雅	(綱紀監察部長)
	小倉 毅	(国際部長)	岡本 正	(公益活動対策部長)
	加藤 正親	(登録調査委員長)	榮村 聡二	(会務制度委員長)
	木村 雅彦	(紛議調停委員長)	石原 牧	
常任監事	杉本 幸弘	下山隆一郎	奥村 和義	浦濱 勇
	下河内邦彦			

また、理事は理事会の構成員として通常各部、各委員会の構成員となって、会務の執行に参画し、監事は本会の会務執行及び会計の監査を行っております。

〔近畿税理士会の支部〕

税理士は、税理士登録をすると同時に、税理士事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となるとともに、同所在地を含む区域に設けられている支部に所属することになります（近畿税理士会には83の支部があります）。支部は、税務署の管轄区域ごとに設けており、本会の目的達成に資するため、本会の指導、連絡及び監督を受け、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行います。

〔外郭団体等〕

近畿税理士会の外郭団体として、近畿税理士政治連盟があり、本会と連携して、税法のみならず、税理士法・会社法改正等税理士制度に深い係わりのある諸問題について政治活動を行っております。

また、近畿税理士国民健康保険組合ならびに11の税理士協同組合が設置され、それぞれの職務を通じて税理士業界の発展に寄与しております。

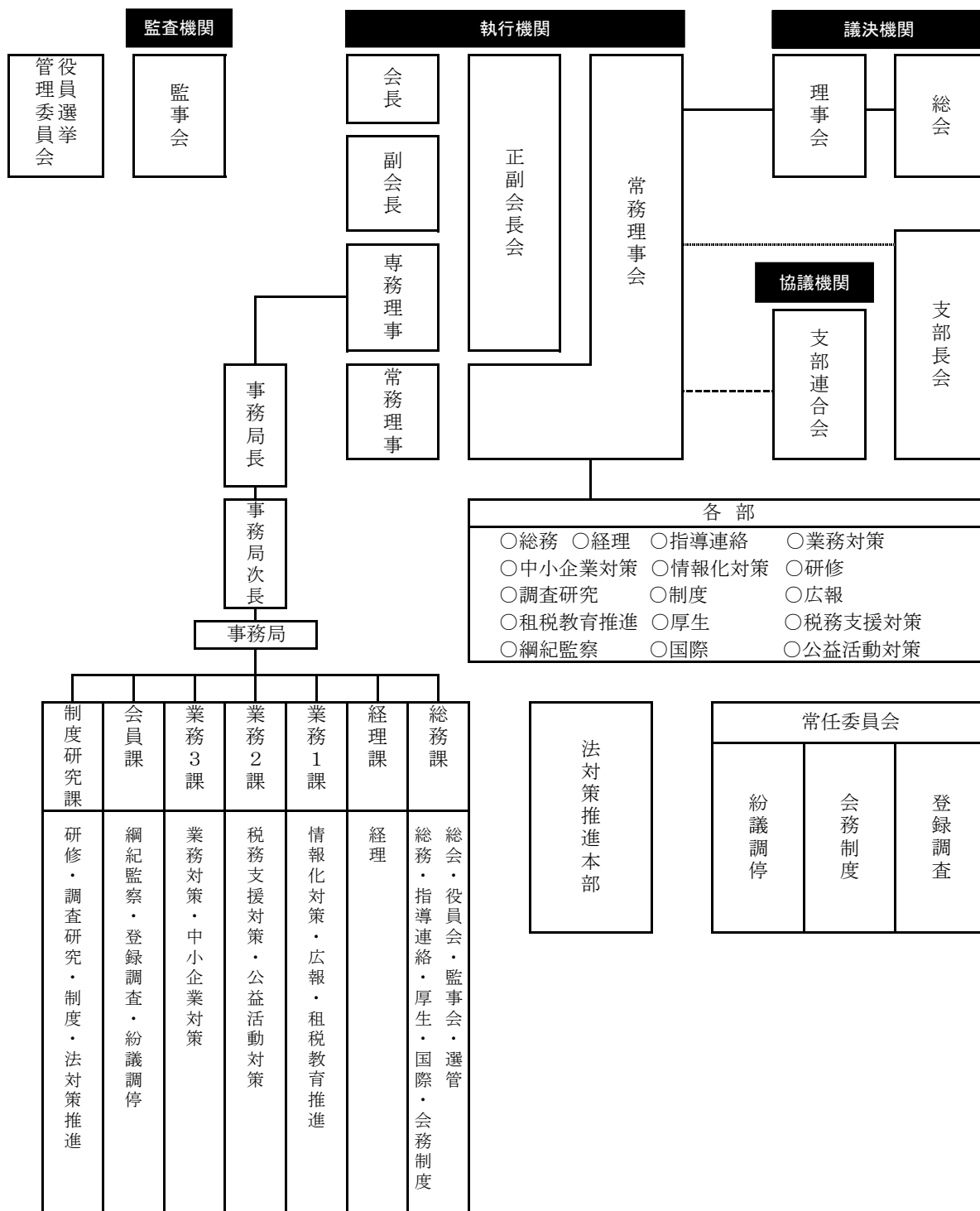
〔税理士法〕

税理士に関する最も基本的かつ重要な規定は税理士法です（諸規定集や近畿税理士会ホームページ会員専用ページなどで必ずご一読ください）。特に、税理士業務の遂行にあたっては第4章（税理士の権利及び義務）、第5章（税理士の責任）については、十分に理解を深めていただく必要があります。

〔近畿税理士会と会則〕

近畿税理士会は税理士法の規定を受けて、その会則を定めています。会則には、会員の入会及び退会に関する規定や役員に関する規定、税理士の品位保持、会員の研修、業務に関する紛議の調停、税務支援、会費に関する規定などが定められており、税理士会の自治の観点に照らしても憲法的な性格を持つものであり、税理士及び税理士法人が会員として遵守すべき重要な基本原則となっています。

近畿税理士会・会務執行機構図



税理士会員章（税理士バッジ）の由来

昭和31年の税理士法改正により、税理士業務を行おうとする者は、税理士登録を行い、かつ、税理士会に入会しなければ、原則として業務が行えないこととなりました。

また、日本税理士会連合会は、社団法人から税理士法に基づいて設立される特別法人となることを機に、統一会員章(税理士バッジ)を制定しました。その意匠は、外側の円が日本の「日」を示し、「日」ともにどこまでも進行(隆昌)することを意味しています。中の桜は、日本の国花であり、当時大蔵省のシンボルとして使われていたものを使用しています。